

議案第 48 号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成 26 年日出町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に  
改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項  
第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号  
中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条  
第 3 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同  
条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」  
を「同条第 2 号」に改める。

第 9 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第10条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第17条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第22条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第38条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第39条第2項及び第41条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第46条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第54条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2項」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」

を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、条例を改正したいので提出する。